

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年2月8日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第10号

京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「地方公務員法（以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務給食調理員）」を「同条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務給食調理員（以下「定年前再任用短時間勤務給食調理員）」に改め、「別に定める給食調理員を除き」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の3項を加える。

3 給食調理員の職務を別に定める基準に従い、第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその給食調理員の号給を決定する。

4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。

5 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務給食調理員の給料月額を、別表第1 定年前再任用短時間勤務給食調理員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

第2条第1項中「法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員及び再任用短時間勤務給食調理員（以下「再任用給食調理員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務給食調理員」に、「本条」を「この条」に改める。

第5条第1項中「及び次条」を「次条及び第7条」に改める。

第7条を第9条とする。

第6条中「法」を「地方公務員法」に、「再任用短時間勤務給食調理員」を「定年前再任用短時間勤務給食調理員」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定の会計年度任用給食調理員の給与）

第7条 1週平均の正規の勤務日数、任期その他任用の事情を考慮して別に定める会計年度任用給食調理員の給与については、前2条の規定にかかわらず、前2条の規定との均衡を考慮して別に定める。

(臨時的任用給食調理員の給与)

第8条 臨時的に任用された給食調理員の給与については、第1条から第4条までの規定にかかわらず、これらの条に規定する給与の水準を超えない範囲内において別に定める。

附則に次の2項を加える。

(経過措置)

4 当分の間、給食調理員の給料月額を、当該給食調理員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該給食調理員に適用される給料表の給料月額のうち、第1条第2項の規定により当該給食調理員の属する職務の級及び同条第3項の規定により当該給食調理員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

5 前項の規定は、次に掲げる給食調理員には適用しない。

- (1) 会計年度任用給食調理員その他の任期を定めて任用される給食調理員
- (2) 京都市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している給食調理員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた給食調理員を除く。)

別表第1再任用給食調理員以外の給食調理員の項中「再任用給食調理員」を「定年前再任用短時間勤務給食調理員」に改め、同表再任用給食調理員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務給 食調理 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	187,900	212,000	241,700

第2条 京都市立学校給食調理員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「113号給」を「109号給」に改める。

「		円
	1	137,600

2	138,900
3	140,200
4	141,500
5	142,900
6	144,300
7	145,700
8	147,100
9	148,500
10	150,100
11	151,700
12	153,300
13	154,500
14	156,100
15	157,700
16	159,100
17	160,500
18	162,100
19	163,700
20	165,300
21	166,700
22	168,300
23	169,900
24	171,500
25	173,000
26	174,600
27	176,200
28	177,800
29	179,300

30	180,800
31	182,400
32	184,000
33	185,600
34	187,200
35	188,800
36	190,400
37	192,100
38	193,700
39	195,300
40	196,900
41	198,600
42	200,200
43	201,800
44	203,400
45	205,000
46	206,500
47	208,100
48	209,700
49	211,200
50	212,800
51	214,400
52	215,900
53	217,400
54	219,000
55	220,500
56	222,000
57	223,600

別表第1中

を

58	224,900
59	226,200
60	227,800
61	229,700
62	230,900
63	232,500
64	234,100
65	235,800
66	237,000
67	238,600
68	240,200
69	241,900
70	243,300
71	244,900
72	246,500
73	248,000
74	249,400
75	250,900
76	252,500
77	254,100
78	255,500
79	257,100
80	258,700
81	260,200
82	261,600
83	263,200
84	264,800
85	266,200

86	267,700
87	268,600
88	270,100
89	271,500
90	272,400
91	273,700
92	275,200
93	276,500
94	277,500
95	278,900
96	280,300
97	281,500
98	282,700
99	283,900
100	285,100
101	286,200
102	287,100
103	288,000
104	288,800
105	289,500
106	290,300
107	291,100
108	291,600
109	292,300
110	292,500
111	293,000
112	293,500
113	293,800

」

「

	円
1	142,900
2	144,300
3	145,700
4	147,100
5	148,500
6	150,100
7	151,700
8	153,300
9	154,500
10	156,100
11	157,700
12	159,100
13	160,500
14	162,100
15	163,700
16	165,300
17	166,700
18	168,300
19	169,900
20	171,500
21	173,000
22	174,600
23	176,200
24	177,800
25	179,300

26	180,800
27	182,400
28	184,000
29	185,600
30	187,200
31	188,800
32	190,400
33	192,100
34	193,700
35	195,300
36	196,900
37	198,600
38	200,200
39	201,800
40	203,400
41	205,000
42	206,500
43	208,100
44	209,700
45	211,200
46	212,800
47	214,400
48	215,900
49	217,400
50	219,000
51	220,500
52	222,000
53	223,600

54	224,900
55	226,200
56	227,800
57	229,700
58	230,900
59	232,500
60	234,100
61	235,800
62	237,000
63	238,600
64	240,200
65	241,900
66	243,300
67	244,900
68	246,500
69	248,000
70	249,400
71	250,900
72	252,500
73	254,100
74	255,500
75	257,100
76	258,700
77	260,200
78	261,600
79	263,200
80	264,800
81	266,200

に改める。

82	267,700
83	268,600
84	270,100
85	271,500
86	272,400
87	273,700
88	275,200
89	276,500
90	277,500
91	278,900
92	280,300
93	281,500
94	282,700
95	283,900
96	285,100
97	286,200
98	287,100
99	288,000
100	288,800
101	289,500
102	290,300
103	291,100
104	291,600
105	292,300
106	292,500
107	293,000
108	293,500
109	293,800

110	
111	
112	
113	

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から附則第8項までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号。以下「整備等条例」という。）附則第8条第1項又は第2項の規定により採用された給食調理員（以下「暫定再任用給食調理員」という。）の給料月額を、当該暫定再任用給食調理員が第1条の規定による改正後の京都市立学校給食調理員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第1条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務給食調理員（以下「定年前再任用短時間勤務給食調理員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務給食調理員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用給食調理員の属する職務の級に応じた額とする。

3 改正後の規則第2条及び第4条の規定は、暫定再任用給食調理員には適用しない。

4 整備等条例附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された給食調理員（以下「暫定再任用短時間勤務給食調理員」という。）は、定年前再任用短時間勤務給食調理員とみなして、改正後の規則第1条及び第2条第1項の規定を適用する。

5 前3項に定めるもののほか、暫定再任用給食調理員及び暫定再任用短時間勤務給食調理員に関し必要な事項は、別に定める。

(特定号給の切替え)

6 令和6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第2条の規定による改正前の京都市立学校給食調理員の給与に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた給食調理員のうち、同日においてこれらの給食調理員が属していた職務の級が1級で

あったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給の給料月額と同額の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した給食調理員及び別に定めるこれに準じる給食調理員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 8 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった給食調理員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される給食調理員との権衡上必要があると認められるときは、当該給食調理員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

（その他の経過措置）

- 9 この附則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が定める。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）